

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十九号） 新旧対照条文（抜粋版）

○ 地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請） 第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあつては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。） 四〇七 （略） 八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五	（地域再生計画の認定の申請） 第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設） 三〇六 （略） （新設）

千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺
五十分の一以上の概況図

九十六 (略)

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一 次条第一項第三号ロの事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二・三 (略)

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金(法第十三条第二項に規定するま

ち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号におい

て同じ。)を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあつて

は、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・し

ごと創生寄附活用事業(同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附

七十四 (略)

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

一 次条第一項第三号の事項を記載している場合には、各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面

二・三 (略)

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地域再生計画の名称

二 地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、地域再生基盤強

化交付金(法第十三条第二項に規定する地域再生基盤強化交付金をい

う。以下同じ。)の種類ごとに当該地域再生基盤強化交付金を充てて

整備を行う施設の種類、事業期間並びに施設ごとの整備量及び事業費に関する事項

(新設)

活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

五〇九（略）

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

一一〇十七（略）

2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。

4（略）

（法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件）

第三条 法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること。
- 二 寄附の額が一の寄附ごとに十万円以上であること。
- 三 主たる事務所又は事業所が当該事業を行う都道府県又は市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと。

四〇八（略）

（新設）

九〇十五（略）

（新設）

（新設）

2（略）

（新設）

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十一条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(寄附を行う法人に対する利益供与の禁止)

第十三条 認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続)

第十四条 認定地方公共団体は、法人からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該法人に対し、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を別記様式第三により交付するものとする。

2 | 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、速やかに当該事業の実施状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

(法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 地域再生基盤強化交付金を充てて行う施設の整備の事業期間に影響を与えない場合における計画期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

(新設)

(新設)

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第三十八条 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事

（新設）

業計画（法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）に提出しなければならない。

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
- 5-1 全体の概要
- 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業
- 5-3 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 地域再生法第5条第4項第1号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が共通的なものであると認められる理由も併せて記載してください。

注2 地域再生法第5条第4項第2号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業に関連する密附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法も併せて記載してください。

注3 地域再生法第5条第4項第4号の事項を記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度も併せて記載してください。

注4 1、4及び7に掲げる事項については、記載すること。

別記様式第1（第1条関係）

地域再生計画認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第5条第1項の規定に基づき、地域再生計画について認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
- 3 地域再生計画の区域
- 4 地域再生計画の目標
- 5 地域再生を図るために行う事業
- 5-1 全体の概要
- 5-2 特定政策課題に対する事項（地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する場合のみ）
- 5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業
- 5-4 その他の事業
- 6 計画期間
- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

注1 5-2に掲げる事項には、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度を記載してください。

注2 1、4及び7に掲げる事項については、記載すること。

別記様式第2（第10条関係）

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

別記様式第2（第9条関係）

地域再生計画の変更の認定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地域再生計画について下記のとおり変更したいので、地域再生法第7条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更の内容

注1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

(新設)

<u>別記様式第3（第14条関係）</u>		<u>受領証</u>		年	月	日
<u>法人の名称及び代表者の氏名</u>		股				
<u>地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。</u>		<u>地方公共団体の長の氏名</u>		印		
記						
事業名						
寄附年月日	年	月	日			
寄附金額	円					
<u>（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</u>						